

(様式第1号)

平成21年度 第3回 芦屋市市民参画協働推進会議 会議録

日時	平成22年3月1日(月) 午後2時 ~ 午後4時
場所	北館2階第3会議室
出席者	委員長 今川 晃 副委員長 焦 従勉 委員 菅沼 久美子 瀬尾 多嘉子 柳瀬 英次郎 山下 正夫 欠席 弘本 由香里 山村 孝司
事務局	事務局 竹内 恵一 市民生活部長 福島 貴美 市民参画課長 鯉川 敬子 市民参画課主査 藤原 航 あしや市民活動センター事務局
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 報告

あしや市民活動センター

参画協働研修「参画協働事業の実践について」

ア 課長級以上の職員 10月27日(火)

イ 全職員(臨時的任用職員, 嘱託職員, 派遣職員も含む) 10月27日(火)

市民参画の手続の実施予定及び実施状況の途中経過について

ア 平成21年度市民参画の手続の実施状況(平成22年2月現在)

イ 平成22年度市民参画の手続の実施予定(平成22年2月現在)

参画協働事業の実施状況及び参画協働事業計画の実施予定の途中経過について

ア 平成21年度参画協働事業の実施状況(平成22年2月現在)

イ 平成22年度参画協働事業計画の実施予定(平成22年2月現在)

(4) 協議

芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱(案)等

芦屋市提案型市民参画協働事業選定委員会設置要綱(案)等

(5) 今後の予定

(6) 閉会

2 提出資料

(1) あしや市民活動センター利用実績(平成21年度)

(2) 指定管理者受託のお礼

- (3) 平成21年度市民参画の手続きの結果報告
- (4) 平成22年度市民参画の手続きの実施予定の公表
- (5) 平成21年度参画協働事業計画の実施状況
- (6) 平成22年度参画協働の事業計画実施予定
- (7) 芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱(案)
- (8) 芦屋市提案型市民参画協働事業実施選定委員会設置要綱(案)

3 審議経過

福島課長 第3回芦屋市市民参画協働推進会議を始めさせていただきます。

今川委員長 芦屋市の市民参画協働が素晴らしいので、ここの事例をあちこちで宣伝させていただいています。今日も忌憚のないご意見を出していただきよりよい発展につながればと思います。よろしくをお願いします。

福島課長 では、(3)の報告にまいります。あしや市民活動センター(事務局)から報告があります。

藤原 資料の2枚目をご覧ください。12月議会においてあしや市民活動センターの指定管理者制度に伴い、特活のあしやNPOセンターが指定管理者として受託をしたお礼を述べさせていただきます。理事長の樋口と事務局長の海土が不在のため私が代読させていただきます。

「梅の花も咲き始めて、春が近づいてきた気配がいたしますが、委員の皆様方におかれましてはご健勝でお過ごしのこととお喜び申し上げます。平素より、当法人の事業にご理解・ご助力を賜りまして厚くお礼申し上げます。さて、この度平成22年4月より、当法人が「あしや市民活動センター」の管理運営を指定管理者として受託することに相成りました。これもひとえに、委員の皆様方のご助力やご支援の賜物と深く感謝しております。それにお応えしまして、芦屋市の市民活動の拠点として今より更に充実すべく努力をしまいらねばと、身が引き締まる思いであります。今後も引き続き委員の皆様方のお力を賜りたく、お礼とあわせてお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。」以上です。

資料1枚目に戻りまして、あしや活動センターの利用実績の説明をします。細かい数字の説明は省略させていただきます。一番下の左端、利用者の合計団体数と人数の大きい数字の解説をさせていただきます。この資料にはまだ期中のため反映されていませんが、前年度今の時点の利用団体数が924団体に対して今年度は1,158団体の利用、また利用者に関しても今年度は4,269人となっていますが昨年度実績は2,742人、155%の伸びになっております。このセンターは人数が多く利用していただいたということが特に仕様になっているわけではないのですが、順調に利用者が増えていることが現れています。今回大幅な数字の伸びになった理由は多くの市民活動団体が従来より利用していました市民センターの改修に入っておりまして、そこの利用者がこちらの利用者としてカウントされているため大きな数字の伸びになっています。他の数字も順調に伸びてはいるんですが、減っている数字として、新規登録に関しては昨年度より減少しています。これは経年の変化ということもありこの程度かなと思っています。相談件数に関しては、

NPO関係よりも順調に市民活動団体とか法人格を持ってない団体の相談が数字として延びています。セミナー・講習会欄が0が更新していますが、本年度より席利用者や情報交換数とダブルカウントされる可能性があるので、より数字を適正にする必要があるので、今回は個々の項目を使わないことにしました。以上です。

(2) 参画協働研修について説明

福島課長 参画研修ですが、市人事課が職員の専門研修として毎年実施しています。人事課から特定非営利活動法人あしやNPOセンターに業務委託で実施しました。アでございますが、課長級以上の職員対象は10月27日火曜日に実施が26名の参加がありました。藤原が担当し、パワーポイントを使い、アメリカの事例を挙げて説明し、質疑応答をしました。イでございますが、全職員（臨時的任用職員、嘱託職員、派遣職員も含む）対象は10月27日火曜日に実施が9名の参加があり、ワークショップ形式で実施しました。

(3) 市民参画の手続きの実施予定及び実施状況の途中経過報告

次に資料(3)(4)の1頁をご覧ください。

(3)市民参画の手続きの実施予定及び実施状況の途中経過ですが、2月末現在の途中経過の集計です。21年度の市民参画の手続きの結果報告(資料参照)について、審議会等の活用が2件、パブリックコメントの活用が2件、市長が適当と認める方法が2件でした。第6条第1項第1号では「芦屋市教育振興基本計画」「芦屋市人権についての市民意識調査」が挙がっています。第6条第1項第2号では「(仮称)芦屋市文化基本条例原案」「(仮称)芦屋市文化基本条例の骨子案」、第6条第2項第3号「公園再生計画」、第6条第1項第4号「潮芦屋地区の土地利用」「芦屋市地域防災計画の改定」がそれぞれ挙がっています。

22年度市民参画の手続きの実施予定の公表ですが、第6条第1項第1号では、「都市計画」マスタープラン(見直し)、「芦屋市下水道中期ビジョン」「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正」「芦屋市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理)(案)の意見募集」「(仮称)第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(案)について」「地域福祉計画策定に係るアンケート調査」「(仮称)芦屋市文化振興計画」「文化活動の実施状況等市民参画課アンケート」「芦屋市教育振興基本計画」「芦屋市教育振興基本計画素案について」、第6条第1項第2号では「芦屋市火災予防条例の一部改正について」、第6条第1項第3号では「公園再生計画」、第6条第1項第4号では「災害時要援護者の避難支援計画原案の策定」が予定として挙がっています。

(4) 参画協働事業の実施状況及び参画協働事業計画の実施予定の途中経過

資料の1頁をご覧ください。参画協働事業の実施状況及び参画協働事業計画の実施予定の途中経過ですが、これも2月末集計の途中経過ですが、これは市民参画協働の推進計画に基づき、市の各課がどのように取り組んできたかの報告をまとめております。基本目標1「市民参画協働への意識と意欲を高めます」という意

識づくりにもどのように取り組んできたかという報告をまとめています。「受信した情報を正確に分かりやすく伝えるための環境を整備します」の項目では、取り組み項目として「ホームページの活用による情報の受信及び発信をします」。市のホームページを使って各課が情報発信していて、保健福祉部障害福祉課・高年福祉課・都市環境部公園緑地課・建築指導課・防災安全課・社会教育部青少年愛護センター・図書館・市民参画課・消防本部予防課で挙がっています。「多様な媒体による情報伝達方法の工夫に努めます」の項目では、広報紙・チラシ・ポスター・センター通信等による情報提供として、高年福祉課・防災安全課・建築指導課・社会教育部文化振興担当・青少年愛護センター・市民参画課・図書館が挙がっています。(2)まちづくりや市民参画協働の推進にかかわる学習機会の充実に努めますの項目「市民に向けての参画協働の啓発と意識の醸成」では、「児童に対するストーリーテリング 絵本の読み聞かせ」「図書館友の会の諸活動」「打出分室の運営」(図書館)、「芦屋市総合防災訓練 地域での防災訓練」「芦屋市自主防災会連絡協議会の発足」(防災安全課)、「あしや市民活動センターのホームページを活用した情報発信」「ティータイム交流会を活用」「あしや市民フェスタ事業」(市民参画課)、学習機会の充実に努めますの項目では「芦屋市総合防災訓練の実施」(防災安全課)、「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」(都市計画課)、「ティータイム交流会の開催と、講座の開催(再掲)」「あしや市民フェスタの開催(再掲)」(市民参画課)、「新たな担い手の育成」の項目では、「芦屋市総合防災訓練の実施(再掲)」(防災安全課)、「県民交流広場事業を活用した 新たな担い手の育成」「ティータイム交流会の開催(再掲)」(市民参画課)、「市民活動の人材育成とリーダー育成の実施」の項目では、「防災士講座の実施」(防災安全課)、「あしや市民活動センターを活用(再掲)」「県民交流広場事業応募プレゼンテーション研修会(再掲)」(市民参画課)。(3)市職員に参画協働に関する研修を実施しますでは、「市職員に参画協働に関する研修を実施します」の取り組み項目では、「市職員に人事研修(専門研修)として、参画協働研修を実施」(人事課)。次に、基本目標3「市民活動を高めるための環境を整備します」(1)行政情報を積極的に発信するよう努めますの取り組み項目「行政情報を積極的に発信するよう努めます」では、市のホームページを活用して「芦屋のまちづくり・交通バリアフリー情報で情報を発信」(都市計画課)、「庭園都市コーナーで情報発信」(公園緑地課)、「ホームページや行政情報コーナーでの統計資料の公開」「公文書公開の実施状況・個人情報保護制度の運用状況の公表」「市例規・要綱等の公表」「市長提出議案の公表」(文書行政課)、「市立芦屋病院のホームページを活用した情報発信」(市立芦屋病院)、「市は、市民に対してこれまでにままして、より分かりやすい情報の発信に努めます」(市民参画課)。(2)協働の拠点の整備と充実に努めますでは、「市は、市民参画協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する団体の協働の拠点を設置します。また、協働の拠点では、次の事業に取り組み、充実に努めます」の取り組み項目では、「市民参画及び協働に関する行政情報や市

民参画課活動についての情報の収集及び提供」(市民参画課)。基本目標4「市民参画協働推進の組織体制を整備します」(1)市民参画協働推進の組織体制を整備しますでは、「本市における市民参画協働を総合的に推進するため、市長を本部長とする芦屋市市民参画協働推進本部を設置し、全庁を挙げて計画の着実な推進を図ります」の取り組み項目として、「市長を本部長とする芦屋市市民参画協働推進本部を設置し、全庁を挙げて計画の着実に推進」(市民参画課)。(2)市民参画協働事業を支える仕組みづくりを行ないますでは、「市民参画協働推進システムの整備に努めます」の取り組みとして、「市民と市の役割分担を、参画協働の視点からとらえ直し、協働事業の課題の解決及び推進を図るシステムの整備に努める」「協働事業の信頼性を高め、事業の透明性を確保するとともに、協働の視点から事業の目的や効果を評価する仕組みを検討します」「新たな活動に対する支援に努めます」(市民参画課)。次に基本目標5「市民参画協働事業を推進します」(1)市民参画協働推進をするための新たな協働事業を検討します。「市民参画協働推進をするための新たな協働事業を検討します」の取り組みとして、「要援護者の避難支援計画の作成」(防災安全課)、「公園等の維持管理」(公園緑地課)、「市役所北広場花壇植替え」(管財・検査課)、「市民の新鮮かつ斬新な発想による芦屋にふさわしい芸術文化活動の促進、市民プロデューサーの育成」(市民センター)。「市民と市は、これまでも連携を図りながら協働事業に取り組んできました。今後とも市は、参画協働事業の拡大を図りながら、市民参画協働の推進を図ります」の項目では、「芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱(案)及び事業選定委員会設置要綱(案)」の検討及び作成」「芦屋市自治会連合会事務局の自立支援」(市民参画課)以上が21年度の速報です。続いて、22年度参画協働事業の実施予定について基本目標1「市民参画協働への意識と意欲を高めます」(1)受信した情報を正確に分かりやすく伝えるための環境を整備しますでは、取り組み項目として、「ホームページの活用による情報の受信及び発信をします」では、市のホームページを活用して、地域福祉課・障害福祉課・公園緑地課・消防本部予防課・行政経営課・環境処理センター等。「多様な媒体による情報伝達方法の工夫に努めます」の項目では、ポスター・チラシ・センター通信・ダイレクトメール等を、地域福祉課・障害福祉課・青少年愛護センター・図書館等が上げています。(2)まちづくりや市民参画協働の推進にかかわる学習機会の充実に努めますでは、「市民に向けての参画協働の啓発と意識の醸成」の項目として、「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」(都市計画課)、「芦屋市総合防災訓練、地域での防災訓練」(防災安全課)等が挙げられています。「学習機会の充実」の項目では、「児童に対するストーリーテリング 絵本の読み聞かせ」「図書館友の会の諸活動」「打出分室の運営」(図書館)、「ティータイム交流会の開催と、講座の開催(再掲)」「あしや市民フェスタの開催(再掲)」(市民参画課)、「新たな担い手の育成」(市民参画課)、「市民活動の人材育成とリーダーの育成の実施」(防災安全課、市民参画課)、(3)市職員に参画協働に関する研修を実施しますでは、事業内容として「市職員に人事課研修(専門研修)として、参画協働研修を実施する」(人事課)。次に、基本項目3「市民活

動を高めるための環境整備します」。(1)行政情報を積極的に発信するよう努めますでは、「行政情報を積極的に発信するよう努めます」の取り組み項目では、市の広報紙、ホームページ、行政情報コーナーを活用して情報の発信や、アンケート結果の公表などを建築指導課・都市計画課・公園緑地課等が挙げています。

(2)協働の拠点の整備と充実を図りますでは、「情報の収集提供」「利用者間の交流やネットワーク支援」「NPOに関する相談」(市民参画課)。基本目標4「市民参画協働推進の仕組みを整備します」。(1)市民参画協働推進の組織体制を整備しますでは、「市長を本部長とする芦屋市市民参画協働推進本部を設置し、全庁を挙げて計画を着実に推進」(市民参画課)、(2)市民参画協働を支える仕組みづくりを行ないますでは、「市民参画協働推進システムの整備に努めます」「市民参画協働を評価する仕組みを検討します」「市民参画協働推進システムの整備に努めます」(市民参画課)が挙がっています。次に、基本目標5「市民参画協働事業を推進します」。(1)市民参画協働推進をするための新たな協働事業を検討しますでは、事業内容として「公園等の維持管理」(公園緑地課)等、「芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱及び事業選定委員会設置要綱に基づき推進」「芦屋市自治会連合会事務局の自立支援」(市民参画課)以上です。

今川委員長 ご質問ありましたらお願いします。市の総合計画と関連する項目がないようですが。

福島課長 現在の段階でまだ報告が出ていないので、2月末で一旦まとめて途中経過報告を委員の先生方に報告して、今後推進本部幹事会、推進本部会議が3月下旬に開かれますので、その間にこちらから報告をするように申し述べたいと思います。委員長のご指摘のように他にもあるのではないかと思うところもありまして、今後この報告を充実させてからホームページにアップしたいと考えています。

今川委員長 向こうの審議会の中で市民活動のお話が結構出ていたので、総計とのすりあわせをお願いします。

山下委員 今の報告を聞いて感じたのですが、自治連合会がこういう問題を活発にやっていたら、その問題に関する経験豊富な人が出てくると思います。今、防災士のことをやっているでしょ。生活に密着していることをやれば各町にベテランが増えて、いざという時には役に立っていくわけです。自治会の役員会の中でこういう活動があると市民参画が出向いてもらって積極的に伝え、こういう役をやってもらいたいと言ってもらい、専門的なことを勉強してもらおうようにしていかないと。数字は上がっているようですが、こられる方は固定の人になってしまうと思います。

今川委員長 自治会・自治会連合会と市民活動センター、市民参画課との関わり方を知りたいと思います。

福島課長 市民参画課が自治会連合会の事務局もお預かりしています。芦屋の推進計画や条例の特色として、地縁組織である自治会と、目的を持って活動するNPOとの距離が近いことがあります。現在、自治会連合会の三役会を行っている場所は市民参画課奥の会議室ですが、4月から市民活動センターの印刷室を改修した1

室をご用意しています。活動センターの話では、自治会の方々が活動センターに入ってきてくれることが非常に嬉しい。仲良くなれるし、密接になれるし、たくさんの方が活動センターに足をお運びいただけるお客様の一人として、自治会が大きく占めるので、自治会の方が来ていただけることが大歓迎なので、現印刷室を改修して事務局室にご用意できたわけですが、防災士を自治連でPRする点ですが、自治会連合会三役会で取り上げさせていただいて、自治会連合会のトップから80ある自治会におろしていく形を取りたいと今後考えています。

瀬尾委員 この中に「要援護者の避難計画」の作成が上がっていますが、要援護者台帳を作るのに第1歩に関わった人間なんですが、調査に伺いました時に、ほとんどの方が、調査表は書くけどいざとなったらこんな年寄りほっといてくださいという言い方をされるんです。調査はしてもいざという時どうせ誰も来てくれないという方が多いんです。これからの社会に役立つ元気な人が大事なんだから、私たちはほっといてください。それを言われると調査に伺った人間としてはとても辛いです。だからできるだけの努力はさせてくださいねと言って調査表をいただいて帰るんです。この調査表を作り始めたのが3~4年前ですね。でも、現実は何もできていないんですね。

災害っていつくるか分かりませんしね、市が市民を巻き込んでするって大事だけれども、行政の一番の責務って言うのは市民の生命を守る、その次市民の財産を守る。弱者が避難する時には近隣の人が手伝う以外ないと思うんです。近隣への働きかけをどうしていけばいいのかまだ明確に分からない。市民の生命を守ることを大きく認識していただきたい。防災安全課だけの問題ではなく、市の全組織を挙げてどういうネットワークを作っていくかを真剣に考えていただきたい。

福島課長 自治会が身近な組織ですが、民生委員、その他いろいろな方々が地域を守っていくということですので、今後取り組みをこちらで見守っていききたいと思います。

瀬尾委員 近所づきあいの大事さをどうやっていけばいいのかわからないが、市民参画協働というから真剣に取り組んでいただけたらと思います。

竹内部長 真剣には取り組んでいるんですが、個人情報の保護ということがあってなかになかうまくいかない。今後それをどう整理しようとしているのか聞いてはおりませんが。

山下委員 個人情報に関することを将来どこまで介入してくるのか、何もかもだめといわれると活動できない部分が出てくる。

竹内部長 私の住んでいる自治会の中でもだいたいの方は答えているのですが、抜ける人も絶対に出てくる。抜ける人をどんな風に行政がそこをやるかそういう問題が出てくる。開示していいという人はそれでいいんですが、独居で判断もつきにくい人には果たして地域住民だけでできるか。そういう場合は行政が主体的に動かなければならないんでしょうね。今回の事例ではそこをどうクリアしようとしているのかまだ説明を受けていないのでわからないんです。

今川委員長 法の壁がある。自治会と連携しながら得心してもらおうしかないんですよ。

うね。

柳瀬委員 自治会は地域を限定して、その地域内でのサポートですね。NPOセンターを中心とした市民活動を活発化しないと、行政からの下請けとしてそれらの業務を請け負っていると自発性がない。市民センターが改修工事をしているので、市民活動センターで会議をしている人たちがたくさんいる。小さい場所ですが非常にいいことです。ドアを一つ挟んでいますが、行政の担当セクションがそばにいたことが、市民として壁が、テーブルが近くてよい。市民活動センターの活性化を考えていくことが大事。

福島課長 あしや市民活動センターが協働の拠点として条例 15 条に明記し設置しました。第 2 項に協働の拠点の運営については、市民が市の協力を得て行なうものとするを入れてあります。市民参画課が活動センターの一部にいたわけですが、条例 16 条に市民活動団体等への支援としてあげています。市民参画協働のスピードを高めるために、条例ができてから支援条例を作っているとスピード的に間に合わないし、勢いがあるうちにという思いでここに入れ込んだのですが、指定管理になるまでは横におりますが、3 月末には市民参画課が出て、館全体をあしや市民活動センターにし、あしやNPOセンターに指定管理者として運営していただくんですが、3 月末までの業務委託と 4 月 1 日からの指定管理との違いは、業務委託のときは年間で 660 万円、4 月からは 860 万円、この 200 万円の違いは、市民の方々に中間支援について知っていただいたり、市民の方々のネットワークとネットワークを繋げる営業活動に出ると。4 月 1 日からは積極的な運営を行うために上乘せさせていただいた。いままでは業務委託ですから、こちらが出す仕様書どおりの受身で活動センター全体の業務を中間支援として内容を高めてもらいましたが、指定管理者として積極的に老舗の団体にもこちらから出て行って営業させていただきたいという違いがあります。

柳瀬委員 指定管理で受託している団体が少なくとも芦屋市民の派生した団体ではないですね。

CS神戸とか大阪ボランティア協会とかのベテランさんに仕掛けを依頼しているでしょうけどね。基本的には芦屋にもNPOがあるんだから芦屋自身のNPOが指定管理者になってやっていくのが将来上だとおもうのですが、どうでしょうね。

福島課長 19 年 3・4 月に広報紙で呼びかけまして、市民活動センターを皆さんでやっていただきたいという意見交換会を実施しました。芦屋市内で活動するたくさんの方々のNPOが参加されたので、皆さんで運営しませんかとお提案をしましたが、自分たちは法人であり組織である。声を掛けられて 2~3 ヶ月では受けれないと。4 月 1 日からは半年間市の直営でやってくれと。条例施行の 4 月 26 日に開所したんですけど、9 月末までにNPOを作って業務委託の受け手になろうとのお返事でしたので、その時にどなたかが核になって立ち上げてほしいとお願いしたのですが、自分たちのNPOの目的は違うところにある、団体から 1 名程度なら出すことはできるのでとのことでしたので、環境・子育て・まちづくり等いろいろな

団体にお声がけし、その結果、お集まりになったのが現在のあしやNPOセンターの理事です。福祉・まちづくり・中間支援等々あらゆるジャンルの方がおられます。

条例の市民の定義が、芦屋市に住んでいたり、外人登録がある人以外、芦屋で活動する方・学生・法人ですので、芦屋市に住んでいるいないを問うていません。現在のあしやNPOセンターは紛れもなく市民で構成された団体であると考えています。

今川委員長 理事長さんは芦屋在住ですか？

福島課長 住民票は芦屋じゃないですね。あしやNPOセンターは8割くらいは芦屋市に住民票があります。

今川委員長 行政との連携は大切ですので、ハード的に離れていても、機能面で連携ができれば。

福島課長 4月1日からは定期的に会議を行ないまして、お互いの情報交換なり連携を図っていくことにします。

焦委員 先日北九州市に行っていました。企業が市民活動に積極的に参加していました。芦屋市ではどうですか？北九州は企業・市民・行政が一体となって街づくりが行なわれ、環境保全などの問題解決にあたっていました。企業と市民が同等以上の関係を作っていました。いろいろな人に話を聞きますと、市民参画に対しても企業は協力的で、市民と企業の関係も良く、問題解決に当たっても割りと訴訟にならずに済んでいるようです。芦屋市の場合、企業の話が出てこないのので教えていただければ。

福島課長 自治会連合会の事務局をお預かりしていますので、連合会主催で市長以下全部長が出席してまちづくり懇談会を開催してまして、各自治会の会長が組織として質問し、その場で回答をもらうという会をやっています。その記録は行政情報コーナーなどで閲覧できますが、市長他と市民が直接討議する場を2日間やっております。市主催として行政経営課が集会所周辺の自治会や住民に来ていただいて「集会所トーク」をやっています。

竹内部長 芦屋は製造業といわれる企業がない。もしかしたら1つあるかもしれませんが。金融・不動産・水道工務店とか建設業の会社はありますが、企業が直接というのはいないかなあと。

公害とかの紛争にはならないので、その辺では出てこないのかなあとと思います。

焦委員 今の企業の取り組み、市民と企業のいろいろな会議があったりとか、企業の社会的活動とか、ボランティア活動と同じように、市民活動センターに小さな株式会社が入って市民も入って共通する情報交換する。企業は営利ではなく一市民として様々な例えばごみの分別とかをするとき知識を提供する 企業と市民と行政の三者の良好な関係があると受けますね。

福島課長 参考になりました。

菅沼委員 市民活動センターの中に自治会連合会の事務局を置くと言われましたが、まちづくり懇談会やできた指針なども市民活動センターで背後支援を行なうこと

もできるのでは。

山下委員 今まで自治会連合会はあまり大きな活動はなかった。芦屋市内で自治会が80団体あり、一つのまとめているのが自治連合会ですので、何かやろうとって始めたわけですが、一昨年までは集まる人数が少なかったので、昨年はDMなどで呼びかけると会場に入りきれないくらい集まった。その時その時の話題が必ず出てきます。結構有意義だと思います。

この懇談会はこれからも続けていきたい。

菅沼委員 街づくりは一つの課だけではできない、横の連携が必要なので、非常に長く活動されている方たちの活動は参考になります。

福島課長 一冊の冊子にした報告書ができます。部長とどういうやり取りがあって、その後どうなったかが全部分かるようになっていきます。皆さんは地域のことを良くご存知ですので、具体的な質問が多かったですね。市民センターで20項目、芦屋浜管理センターで17項目のご質問が出ました。まちづくり、防犯、保育所、公園等々日頃市民の皆さんが思っていることを自治会単位でご討議いただいてから代表で自治会長が質問をされることが一番多いです。

一般の方もOKです。

瀬尾委員 この中でパイプラインのことが出ていますが、委員の皆さんはご存じないのではないですか？燃えるごみをパイプラインの投入口に鍵を開けて掘り込めば、真空で焼却場までいくパイプラインが通っています。

福島課長 浜地域の方はおうちに鍵を持っていらっしゃるって、いつでもごみを捨てることのできる。ごみの日に出す必要がない地域です。

瀬尾委員 12月31日の午後から停止、1月4日の午前9時には活動が始まっています。

竹内部長 地下に管が通っているんですが、いろんなものが捨てられるんで、管の鉄板が腐食して穴が開いてしまう。それを詰めなあかん。その維持コストがかかっているかなというところです。

今川委員長 協議事項について説明願います。

(5) 芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱(案)説明

福島課長 芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱(案)をご覧ください。

この要綱は、芦屋市市民参画協働事業実施要綱に係る企画提案の選定を適正に行なうために、選定委員会の設置について規定しています。

第3条で選定委員会の組織を規定。学識経験者3人以内、行政関係者2人以内で、委員の任期を1年としています。第6条の企画提案の選定は、提案者のプレゼンテーションにより、選考基準に基づき選定します。

委員の皆様は素案の状態でご意見を頂戴したいために送りましたが、その時に芦屋市提案型となっておりませんでした。条例の方もかなり変わっております。内部で検討を重ねておりまして、いろんな課題があることが分かりましたので、条例の案自体かなり変わっておりますがご了解ください。芦屋市提案型と入れましたのは初めて市民参画協働の事業に手を挙げようとするところが、行政提案型なのか、市民提案型か分からないと思ひまして、芦屋市は市提案型で行ない

たいと思いここに入れました。条例の中の市民提案のところは広い表現になっていまして、市からも市民からも提案できる条文になっていますが、芦屋市はまず市提案型ではじめたいと考えています。第2条に事業を所管する課が、適切であると認められた事業とすると定めています。市では各課でいろんな事業をしていますが、実際に今ある事業の中で適当と認める事業を市民にやっていただくという意味です。第3条に市民の定義をしていますが、未成年者だけの団体や未成年者だけでは心配ですので、一人でも20歳以上が入っていたらOKなんです、未成年者だけではだめだということです。

宗教活動、政治活動を主たる目的とする市民も除外する。

暴力団による不当な行為の防止に関する法律に規定する暴力団・暴力団員その他これらに準ずるもの。この3条の2と3は他市の事例の中で困難事例を検討した結果入れています。第4条の企画提案の募集は、事業内容や実施期間、予算などは少なくとも3ヶ月前までには公表します。受け手のNPOや会社は組織ですから、早くにお知らせしないと間に合わないということです。第5条の提案ですが、(1)事業企画提案書(2)事業収支予算書(3)団体概要書(4)団体の定款・規約・会則等(5)前年度活動報告書・収支決算書等の必要書類の提出を規定しています。どういふことを考えてどういふ予算でどういふ団体が今までどんなことをしていたところかを示すと。個人も応募できるようにしましたので、個人が応募する時は(3)～(5)は出さなくていいです。

第6条では、提案があった時は提案内容について、芦屋市市民参画協働事業選定委員会に採否について意見を求めると規定しています。例えば建物を建てる場合、予算の規模によって業者選定委員会を開いているんですけど、参画協働は開かないで、この選定委員会が業者選定委員会と同格の位置づけとなっています。第8条では、決定した提案者と業務委託契約をする。市民の皆様の税金でやる市の事業ですので、その成果は市にいただきたいので業務委託とし、補助金のかたちは取っていません。補助金にしますと成果が補助金の受け手にいくという形になるためです。もし何かあった時は、第10条で委託契約の取り消しもあるかと思いいここに上げています。支払いは毎月毎月こまめにお支払いさせていただければ、受け手のNPOもお金を借りてまでするようにはならないと考えています。第11条が重要で、業務委託及び市民参画協働の評価ということで、事業が終わってから所管課と市民参画課がきっちりと評価して報告を行なうと。第14条で毎年度前年度の協働事業の実施状況について公表するものとするとしています。できれば4月1日から施行したいと考えております。

(6)芦屋市市民参画事業選定委員会設置要綱(案)説明

福島課長 芦屋市市民参画事業選定委員会設置要綱(案)をご覧ください。

次に、芦屋市市民参画協働事業選定委員会設置要綱(案)ですが、いったいどこに任せるかということはこの選定委員会を設置して意見をもらいたいと。応募者(団体)にプレゼンをしてもらい、選定委員会で決めていただく。第3条では選定委員会は5人以内の委員を持って組織する。学識経験者3人以内、行政関係

者2人以内。ここに市民が入っていないのは、市民を入れるとその人たちは応募できないので、応募の機会を公平にお渡しするためにここには含めていません。第5条3項について、原課に意見を聞いた時強く出たのですが、この項目を入れてほしいと。理由は、芦屋市の467事業で、参画協働事業をするときに、参画の視点だけで進めてもらっては原課が非常に困る。自分たちも意見を言わせてほしいし、原課の視点で選ばせてほしいということで入れました。公平性・透明性を高めていきたいと思っています。

今川委員長 何かご質問はありませんか？

柳瀬委員 選定委員に市民の代表者はないんですか？業績評価については出ていませんが、それはどう考えていますか？

福島課長 市民の代表ですが、選定委員会の中にはいる市民もできたら参画協働事業に応募してほしいと思いでいっぱい。市の事業の中で市民がやられたほうがずっと良くなる事業がいくつかあるので、その受け手になっていただきたいくて、この選定委員会にその方を入れると応募できなくなってしまう。それが一番残念なので市民を入れない。

柳瀬委員 実際の委員としての活動は、こういうのがあればその都度召集していただいて、意見聴取をすとかディスカッションに参加させていただくようなことはないのかな。

提案事業に対して出しっぱなしではなく、結果としてどういう事業評価があったのかが必要ですから、要綱の中に入っていないので必要ではないですか。

福島課長 芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱(案)第11条に事業委託及び市民参画協働の評価を出しているんですが、ここできちりと評価していくことが重要であると考えますので、評価項目が重要となってくると考えています。どういう項目で評価していくかが今後の課題だと思しますので、良いご指摘だと思します。

柳瀬委員 行政内の事業評価ですよ。市民参画事業ですから行政者と市民委員を加えた中で事業評価をやるべきではないか。

福島課長 この推進会議は芦屋市の市民参画協働の一番トップの会議でして、一年間の活動やこれからしようとする事をご説明してご意見を頂戴していることが、市民参画協働の附属機関の評価の一つとして位置づけています。ここで報告をしていけば・・・。

柳瀬委員 頭の事業があれば、その結果についても行政サイドだけの評価ではなしに、市民委員も入れてその評価をしたらどうかな。

竹内部長 この選定委員会の実施要綱は、ここで市民の方が提案してこられた事業が、目的とあっているのか、実施可能なのかななどを評価していただいて、契約するかしないかを全部決めていただくのがこの選定委員会です。

柳瀬委員 選定委員会とは別に事業評価委員会を、あるプログラムがあればそれに対して、その結果はこうであったという事業評価が必要だと私は思います。

菅沼委員 提案して採用されたとしますね、選ばれたら自分たちで勝手にやりなさい

ではなくて、NPOに精通した専門家には支援体制として、委員会に入らなくても委員以外の関係職員として、相談窓口として専門家の方がいらっしゃる就非常に心強いんじゃないかと思います。選ばれる委員会はこれでいいけれど、やろうとしている人たちのサポートをする人たちがいればもっともっと伸びるための専門家やアドバイザーがいれば。

福島課長 今考えているイメージは、事業の担当課が説明会を開いて、質疑応答を受ける。その席に市民参画課とあしや市民活動センター（中間支援）がそれを聞かせていただいて、説明の後の申請書の書き方とか定型的なものについては、あしや市民活動センターで個別相談を受け持っていていただく。いろんなNPOの相談も専門相談としてやっていただく。事業課しか答えられないこともありますので、1回目の説明会だけで不十分でしたらまた考えさせていただきますけども。

十分期間を取ってからご応募いただくと。その単発の事業のほうが少ないです。何ヶ月もにわたってする事業が多いのですので、NPOの支援でしたらあしやNPOセンターでしていただきますし、他は担当課と市民参画課で支援することを考えています。

瀬尾委員 この事業は市が行なってほしいと思っている事業ですね。市の意向をきちんと汲み取れる人が受けてほしいわけですよ。その事業が生活者としての市民にとってどうかという視点を入れようと思えば、学識経験者の中に学問だけに秀でた方だけじゃなくて、市民感覚をきちんと持った生活者の色濃き学者に入っただけであれば、行政が提供したい、市民が受けたいという良い着地点が見つかるんじゃないかと思うんです。

柳瀬委員 選定委員が相当専門的な知識が必要ならば、われわれ市民の平均的な知識では十分じゃないかも分かりません。この選定委員会は相当専門的な知識が要るんですかね。

福島課長 一般的な入札する業務ではなくて、参画協働事業として芦屋市で初めてやるものですから、芦屋市の参画協働についてはもちろんですけど、参画協働全体の知識を持った方でないとまずは始められないのではないかと考えております。

菅沼委員 評価基準はあるのですか。

福島課長 素案はもうできていますが、まだ検討しているところです。

菅沼委員 プレゼンは公開なんですか？

今川委員長 どの程度公開するのか、全部公開するのもまだ検討中です。点数に繋がる発言になりますので、どうしようかと考えているところです。

菅沼委員 今回応募しなくてもある程度自分たちの力を試してみたいとか、参考に見たいと思ったりする人もいると思うんです。どの程度公開するのか。

今川委員長 芦屋市の会議公開は、委員会は原則公開ですね。

竹内部長 それは附属機関に限られているので、それ以外の会議は公開ではないので。この選考委員会は附属機関に当たりませんので、公開が原則にはならない。これを公開でやるかやらないかですね。

今川委員長 どこかの段階で申請者と担当課の対等の協議の場がどこかにあるのです

か。対等の協議があって役割分担があるのですか。

竹内部長 そこは難しいですね。例えばこの事業をお願いしますと、この審査会で選定されますと、そこと契約するわけですが、その時点では、こんなことをしますと仕様が確定していないと金額も確定していないと契約ができなくなる。そうなりますと、提案を出してこられるまでに相当な時間を用意して市民活動センターや現場の課とかと自分が不安に思うことやわからへんことを聞き出して仕様書を作らないとできないかと思えます。事前の協議になるのではと思えます。

実際に動き出してみてもそれではいけないということもあるかと思えます。

今川委員長 どこかで協議しないと対等の協働関係はできないですよ。

竹内部長 そうですね。

瀬尾委員 いろいろやり取りしている間にそんな事業いらんのと違いますかということが出るってことは想定していませんか？

福島課長 市民参画課で一旦選定したのは、1年以上前なんですけど、全部で467の事業をやっていて、その中で参画協働にふさわしいのを選定して行って、市民参画課と財政課でまず選定し、行政経営課も入れて意見をもらい、何十にまで絞っていったのですが、市民でやる方向にいきましたというものがありました。この事業は辞めましたというのもありましたので、その意味でも毎年毎年提案していく。市民が望まなかったらその事業はもうする必要ありませんから、無理やり参画協働事業で出す必要がありませんですし、そういう時代の流れがあります。

瀬尾委員 ものすごく意味のある事業ですね。外部の人に頼もうと思ったら真剣に考えていくうちに、違うやり方のほうがいいってということで、事業仕分けでないけれどそれに近いような作業が自然発生で、案外いいやり方になっていくのかなと思えます。

福島課長 自分の仕事をきっちり仕様書に落とすことの難しさをひしひしと実感しましたし、それを早い段階で協議していく中でお互いの視点の違いがありました。ですから参画協働の視点ではないところで現場で仕様書づくりが新たな課題になると所管課がおっしゃっていました。非常に行政も試されるということです。説明責任も試されます。

瀬尾委員 使いようによつたらいい事業だと思います。

福島課長 他市の例で、暴力団などの応募ってあるんですか。

藤原 後から判明するってことはあります。例えば兵庫県で2件、暴力団関係のNPO団体があって停止になっています。多分最初の段階では分からない、後から4ヶ月の開始期間を経て入札とかで暴力団関係と判明したという事例が1件か2件あったようです。全国では分かりません。

今川委員長 ホームレス支援で暴力団関係があった。法律の専門家が入っているの。

柳瀬委員 実際、表の顔が分からないものね。NPO法で暴力団の禁止項目があるけれど。受付の際に申請書さえ整っておれば自動的に受けざるをえんですね。

福島課長 プレゼンで見抜くほかない状況でし、市の事業ですから慎重に見抜いていただかないと。

柳瀬委員 暴力団に対する監視体制が必要ですね。

瀬尾委員 さらにされている案外警察のその方面の退職者を雇ったりしていることがある業種ってありますよね。

竹内部長 うちの市も昔はそういう案がありました。不当な要求をしてこられる方があって、そういうOBを雇ったらどうやという話はあったですけどね、定年がありますので向こうを辞めた方はうちにももう就職はできないという状態やからやっていないんです。

柳瀬委員 幸い、芦屋市は芦屋警察に近いから。すぐ飛んできてくれると思いますよ。

今川委員長 芦屋市にはいろんな生活相談のNPOがありますか。

藤原 独居の女性だけの集まりとかそういう生活相談のNPOは点々とあります。

今川委員長 他にご意見はありませんか。

ここで結論を出すわけではありませんが、生活者としての感覚を持った学識者を配慮して審議会理論をつくることができる。市民活動センターの理事会がこの活動の評価機能を担うんですね。意見交換しながら。

福島課長 これから考えていくということで。

今川委員長 この委員会も評価機能を重点に挙げています。

要綱が確定する前にお気づきの点をお願いします。

福島課長 参画協働の今年の流れ(A3資料)をご説明させていただきます。5月1日に推進本部幹事会を行い、市民参画協働事業の実施要綱を検討しています。改正・修正箇所がたくさん出て、その修正版をもって5月7日に本部会議にかけました。ここでもたくさんの意見がでました。それを持って7月13日に推進会議の委嘱式のあと第1回を開かしていただいた時に資料のご説明をさせていただきました。推進会議はその後8月25日に開催いたしまして、その後、9月にはあしや市民活動センターの設置管理条例の議会の承認を得まして、12月にはあしやNPOセンターの指定管理者に指定する議案の方、議会から承認を頂戴しました。1月25日に推進本部の幹事会を開きまして、ここでもまたたくさんの意見をいただき、それを検討した結果、今日の協働事業の要綱と選定委員会の要綱案になっています。推進本部幹事会を3月中に開き、3月の下旬に推進本部会議を開催する予定になっています。こういう流れになりました主な原因は、芦屋市提案型参画協働事業の要綱で、まず最初は前払い金として、例えば4月実施だったら4月上旬に全額お渡しして半年間の事業をやっていただくとしたんですけど、その場合保証人を立てていただかないといけない。

NPOに保証人を認めるとかいうことで非常に保証人を立てることが難しいと判断いたしまして、最初に作っていた前払いをやめまして、毎月毎月払う形にしていったというところがあります。提案者は最初に公募をする事業を想定しまして、その事業が展開するに当たってどういう除外条項を入れればいいのかということで3条が詳しくはいつてまいりました。

担当課とのヒヤリングを入れていましたので、このように間が開いていますが、実際のやろうとする事業の見学にいただいたりして、あしや市民活動セ

ンターのご協力をいただいて、市民の視点を入れるために助言をいただいております。その作業をやっておりました。

柳瀬委員 行政の方とわれわれ市民と近くに話ができるというのは非常にいいと思います。感謝しています。

瀬尾委員 芦屋市ってほどほどのサイズですね。市の面積と人口ですね。市民とお役所って感じじゃなくて人間どうしが相談したり手続きをお願いしたりという気持ちになれます。芦屋ってこの人とは直接知らなくても、共通の友達がいたりして、自分では気がつかなくとも市民のネットワークの網にひっかかっている。それを上手に活かしたら市民の人ってまとまっていくんじゃないかな。

福島課長 個人が応募できるようにしたのも、個人といってもみなさんネットワークを持っていらっしゃるからすぐに集めてできるという芦屋市民の特性があったので、団体に限らず個人も参画協働事業を受けられるという形にしました。各課ではいろんな手法でやっているのが現状なんです。建築などは以前は国庫補助でついたコンサルタントのノウハウでやっていたりしていたんですが、今、ふるさと雇用事業で団体調査の集計中でして、団体調査の意見を活かして、この4月からは、NPOと行政のルール作りを行ないます。そのルールに沿ってこの参画協働の事業を実施していただきたいと。各課がもっているノウハウは素晴らしいのですが、それぞれ違うノウハウで住民説明会をしていたり、意見聴取をしていたりしますので、一定のルール作りを行なってこの事業を実施する時に使っていただく準備を進めています。

来年度の日程は、後日調整させていただきたいと思っています。実施要綱等を幹事会、本部会議にかけて展開できるようにしたいと思います。

今川委員長 時間になりました。これにて閉会します。

以 上